

「みえ県民カビジョン・次期行動計画」及び「次期の行財政改革」に関する調査について

1 「みえ県民カビジョン・次期行動計画」に関する調査について

(1) 全員協議会を中心に行う場合

構成議員は全議員であり、議長が議事進行を行うこととなります。

この調査方法は、平成23年度に「みえ県民カビジョン」を調査した時と同様の方法であり、基本的に、個別施策については各行政部門別常任委員会で調査することとなります。

(2) 特別委員会を設置して行う場合

特別委員会を設置した場合、集中して調査を行うことができます。

なお、特別委員会を新たに設置する場合、本会議の議決を要するとともに、適正と考えられる委員の定数及び配分について、十分検討する必要があります。

(3) 予算決算常任委員会を中心に行う場合

構成委員は議長を除く全議員であり、委員長が議事進行を行うこととなります。

中間案の段階から議案付託に至るまで一貫して、当委員会で調査することができ、個別施策についても、それぞれ所管の分科会で調査することができます。

【今後の主なスケジュール（予定）】

平成27年 6月 「みえ県民カビジョン・次期行動計画（策定方針）」の調査

9月 中間案の調査

11月 最終案の調査

平成28年 3月 議案の採決、策定

2 次期の行財政改革に関する調査について

(1) 全員協議会を中心に行う場合

構成議員は全議員であり、議長が議事進行を行うこととなります。

この調査方法は、平成23年度に「三重県行財政改革取組」を調査した時と同様の方法であり、全員協議会で説明を受けた後、基本的に、行財政改革を所管する総務地域連携常任委員会で集中的に調査することとなります。

(2) 特別委員会を設置して行う場合

特別委員会を設置した場合、集中して調査を行うことができます。

なお、特別委員会を新たに設置する場合、本会議の議決を要するとともに、適正と考えられる委員の定数及び配分について、十分検討する必要があります。

(3) 予算決算常任委員会を中心に行う場合

構成委員は議長を除く全議員であり、委員長が議事進行を行うこととなります。

特に財政改革については、所管事項の「予算及びこれに関連すること」に該当することから、当委員会で調査することとし、詳細調査については、それぞれ所管の分科会で調査することができます。

【今後の主なスケジュール（予定）】

平成27年 6月 「次期の行財政改革取組に向けた基本的な方針」の調査

9月 素案の調査
11月 中間案の調査
平成28年 2月 最終案の調査
3月 次期の行財政改革の策定